

令和6年11月29日（金）

1 目 目

（条例・補正予算等上程審議、質疑・討論・一部採決、委員会付託）

令和6年11月29日～12月10日

町議会定例会会議録

令和6年11月29日第6回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 山崎 圭美

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第 81号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第 82号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第 83号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第 84号 財産の取得について（武名瀬川第3排水区雨水整備事業用地）（追認）
- 日程第7 議案第 85号 訴えの提起について
- 日程第8 議案第 86号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第 87号 監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 88号 上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 89号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 90号 上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 91号 上三川町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 92号 上三川町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 93号 上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第 94号 上三川町立図書館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第 95号 上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第 96号 令和6年度上三川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第 97号 令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第 98号 令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第 99号 令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第100号 令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第101号 令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第102号 令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 陳情第 6号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

令和6年第6回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、本年最後の定例会であり、条例改正などの重要案件が提出されます。議員各位には慎重な審議の上、建設的な意見陳述等を尽くされ、町民の負託に応えられますよう御期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただ今から令和6年第6回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

○議長【稲川 洋君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長【大山光夫君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和6年8月分から10月分までの3カ月分、及び令和6年10月に実施された定例監査結果報告書が提出されております。

また、組合議会関係では、令和6年第3回小山広域保健衛生組合議会臨時会審議結果が提出されております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 諸般の報告につきましては、お手元にも配付の資料のとおりであります。

それでは、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、11番・田村稔君、12番・稲見敏夫君を指名いたします。

○議長【稲川 洋君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、海老原友子君。

(8番・議会運営委員長 海老原友子君 登壇)

○8番・議会運営委員長【海老原友子君】 令和6年第6回町議会定例会会期報告をいたします。本日招集されました令和6年第6回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、11月7

日、19日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案22件、一般質問通告者は9人であります。

会期につきましては、本日11月29日から12月10日までの12日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案全てを上程し、議案第81号から議案第83号については、人事案件のため、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、本日採決をお願いいたします。

議案第84号の財産の取得及び議案第96号から議案第102号までの補正予算については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

次に、議案第85号から議案第95号につきましては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

また、陳情第6号につきましても、請願陳情文書表のとおり所管の委員会に付託し、審査をお願いいたします。

2日目、3日目は休会といたします。

4日目、5日目は一般質問をくじで決定した順により9人が行い、4日目5人、5日目4人といたしました。

6日目は休会とし、7日目、8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。なお、委員会は午前9時開会をお願いいたします。

9日目から11日目は休会といたしますが、11日目は常任委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

12日目を最終日とし、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行います。

議員案件1号を上程し、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、採決をお願いします。

また、最終日には産業厚生常任委員会の視察研修結果報告後、広報委員会の視察研修に関わる議員派遣及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対して採決をお願いし、全議案を議了したいと思います。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会委員長としての報告を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月10日までの12日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月10日までの12日間と決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第3、議案第81号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第81号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、来る12月9日をもちまして、監査委員、館野治信氏の任期が満了となるため、後任に永水克欣氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。本件につきましては質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第81号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第81号は同意することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第4、議案第82号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第82号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、御説明いたします。

現在、本町に配置されている6人の人権擁護委員のうち、入江玲子氏が令和7年3月31日をもって任期満了を迎えます。

同氏においては、この間、本町の人権相談・人権啓発活動等の各種活動に御尽力され、今後においても、その高い人格、識見等から御活躍いただけるものと期待することから、同氏を再推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を伺うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。本件につきましては質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第82号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第82号は、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第5、議案第83号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第83号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、現在、本町に置かれている6人の人権擁護委員のうち、田中則子氏が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、その後任に猪瀬伸子氏を推薦するものでございます。人権擁護委員法の規定に基づき、議会に意見を伺うものでございます。

猪瀬氏は、社会的にも信望が厚く、人権擁護について深い御理解をお持ちの方でありますので、適任者であると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。本件につきましても質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第83号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第83号は、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第6、議案第84号「財産の取得について（武名瀬川第3排水区雨水整備事業用地）（追認）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第84号「財産の取得について」、御説明いたします。

本案件は、財産の取得に係るものであり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定され、予定価格700万円以上かつ5,000平方メートル以上の土地の取得に際し、議会の議決に付すべきものですが、この手順を経ずに買入れを行っていたため、追認の議決を得たく提案するものでございます。9月議会において、物品等の動産につきましては追認をいただいたところでございますが、その後、不動産につきましては確認された1件の追認を得たく提案するものでございます。

本案件は、武名瀬川第3排水区雨水整備事業において、調整池用地として、上三川町大字上三川4243番地1ほか2筆、計8,331.23平方メートルを9,275万1,021円で取得したもので、契約日は平成29年12月7日でございます。

今回の案件は、議会に付すべき案件であることを失念していたこと、チェック体制が機能していなかったことが原因で起きたものでございます。

法令を遵守すべき行政といたしましては大変申し訳なく思っており、町民並びに議会議員の皆様に深くおわび申し上げます。

今後の対策といたしまして、職員の意識強化を図るとともに、チェック体制の方策を講じ、再発防止に取り組んでまいるのはもちろんのこと、法令順守の徹底に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 これは私、先ほど町長が申したとおり、とっくにもう工事も終わって、今、工事をやった後の苦情が来てる。私のところへ苦情が来てるのは、水がたまって臭い水が出てどうしようもないと、魚が死んでどうしようもないと。その土地の購入はもう済んでるというふうに私は理解して、工事も終わってると理解していたんですが、今になってこの取得をしてなかったというのは、その当時の会計監査委員は、どうしてこれを払ってあるものを報告しなかったのかが一つです。

それと、もう工事も済んでいるのに、いまだに取得してなかったということは、これは行政の怠慢の何物でもないと思うんですね。幾らこの議会で申し訳ないと言っても、会計監査も受けているのに、土地の所有が分からなくて、いまだに議員の報告もなかったというのは、1年や2年なら仕方ないこともあるでしょうが、何年もですからね。これ、どういうふうにするのか、誰が責任を負うべきなのかお答え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

この件につきましては、取得をしてなかったというわけではなくて、取得はしてございました。もう既に契約もして、町のほうで取得をして、その代金も支払ってございます。ただ、1件5,000平米以上のものであったということで、議会の議決案件であったということが漏れていたと、そういうもので今回追認を受けるものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 取得をしてお金を相手に払ってあるものが、会計監査のときに出てこなかったということが、まず一つ不思議ですよということ。お金を出して払ってるんだから、会計でちゃんとこれは払ってあるよということの報告がないということ。聞いてないんだから。まず一つ。

それから、これは議会の承認を受けなきゃいけないだよということが分かかっていて受けてなかったよということ。これに対する工事も、私は何度もその工事現場に行って都市建設の課長に、これ、このままじゃ水が腐るよということを何度も言ったら、大丈夫なんですって言って、しばらく役場のどこかにいましたが、それが今、水が流れなくて、大水のときに魚が来てそこで死んで、もう腐ってる水になっちゃうよと言っているのも直してない。そういうことをやっけて、取得をしたのに何もなかったというのは誰が責任を負うべきことなのか、明確にどなたか説明してくれますか。

これ、2回目です。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

支払いはしていましたし、相手側もそのお金は受け取っていると。会計上は問題はありません。きちんと支払っているし、会計上問題がないので、監査で指摘するようなものではなかったというふうに考えてございます。

ただ、1件5,000平米以上の案件につきましては、議会の議決に付すものとなってございますので、それが漏れてたということでございます。今まで教科書とか何件かございましたが、そういうものと同じようなもので、これは本当に、漏れてたというのは、当時きちんとやってなかったということで、ここは問題があると思いますので、今後そういったことがないように、きちんと指導してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何度も言うように、議会の議決を受けなかったことは一番いけないことですよ。お金はもう払ってあるんですから、土地の所有者との問題はないと思います。それをきちっと出していけば、金額を払ってあるよということが会計上出てくれば、これは議会の承認を受けなかったよということは、そこで当然分かったはずですよ。それを分からないで、ここにいる私たちが意気地がないのかどうか分かりませんが、報告を今頃になって、何年もたって、施設が出来上がって苦情が来るようになってからここへのせるといことは、誰も責任は取らないんですかということを知ってるんです。総務課長がその当時、どこの課長補佐だったっけな、してたんだからそれを知ってるわけがないんです。あなたがいたところじゃないんだから。いたところで、その当時にいた課長補佐してるのもいるはずですよ、係長の方も。それがどうしてそういうことをここで報告しないのかということが、私が今すぐ腹立ってる理由なんです。どこかの課に行ったからという話じゃないですよ。そのときに都市建設課にいて、その当時の課長の下にいて、この案件をやった人たちが責任がないのかってことを聞いてるんです。よく言ってくれますか。よく答えてください。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げます。具体的にどういう質問ですか、今のは。

○9番【勝山修輔君】 払って取得をしたんですから、地主とは何の問題もないと思います。しかし、議会の議決を受けなくて支払ってしまって、工事も終わってしまって、それを誰も、今、私がどなたかいるでしょうと言ってるわけです、その当時の人が。それが答えないのはおかしいでしょうと言ってるんです。ここにいるはずですから、その人が。知り得た人が答えないのはおかしいでしょうと言ってるだけ。

○議長【稲川 洋君】 役場、行政の仕事というのは、個人で仕事するわけじゃなくて、机、役職が仕事をするわけですね。ですから、今総務課長が答弁されたように、担当課の課長としての総務課長の答弁でいいんじゃないかと思いますが、それではまずいんですか。

どうぞ。

○9番【勝山修輔君】 議長に意見聞いてるんじゃないありませんし。

○議長【稲川 洋君】 そうじゃなくて、それが正当じゃないですかというお話をしているわけです。

○9番【勝山修輔君】 そのときの何々の課の何々の課長補佐、係長をしていたという人がここにいたとします。その人はこれを知り得たんだろうということ。それがなぜ議会の議決を受けてなかったということまで分からない、職務怠慢じゃないかということを行っているわけ。その説明をこの中にいる人はするべきだろうと言っているわけです。それじゃ、俺は知らなかったんで済んじゃう、みんな。

○議長【稲川 洋君】 そういうことじゃなくて。

○9番【勝山修輔君】 今、ここにいなけりゃいいんですよ。いるんだから、その当時のことを知り得た人が答えるべきでしょうと言っている。

○議長【稲川 洋君】 いる、いないじゃなくて、先ほど申し上げたように、職責、あくまでも机が仕事をするわけですから、今の担当課は総務課、総務課長がお答えしているとおриだと思います。そのほかは、その範囲外になっちゃいますから、答弁のしようがありません。ですから、総務課長に、もしくはその上司に答弁していただくことになります。

○9番【勝山修輔君】 これは都市建設課でやった仕事なんですが、それが総務課で関係ありますか。

○議長【稲川 洋君】 ですから、追認の問題は総務課で一律にやっておられます。

副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の再質問にお答えいたします。

本来議会の議決に付すべき事項を失念してしまったというのは、誠に申し訳なく思っておりますし、それは今後もしっかりと体制を整えて、そういったことがないように進めてまいりたいと思っております。あくまでも、その当時の職員1人ということではなくて、やはり組織としてそういったものを見逃してしまったというのがございます。課長1人で仕事をやってるわけじゃないわけですので、ですから、課長もおりますし、私ども特別職もおりますし、その中でチェックが利かなかったというのが大変遺憾でありますので、今後はそういったことがないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑ありませんか。8番、海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 このところ、こういう案件がとて多くてですね、例えば今の案件に関しても、例えば議会にかけてですね、議会が否決した場合はできなかったってことになりますよね。それ

を先にやって、申し訳ありませんって、議会にかけるべきものでしたというふうに分かった原因というんですか、あれ、これ本当は議会にかけなくちゃならなかったんだというのはどうして分かったんですか、具体的に。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問にお答えします。

9月議会で、物品のほうの取得について問題になったとき、不動産についても調べたら今回の件がありましたので、議案として追認を上げました。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 8番、海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 では、ちょっと関係ないかもしれませんが、この前の、それはどうやって分かったんですか。教育関係のものはどうやって分かったんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 前回の議会で提出しました教科書関係のことについては、他の市町でその案件が発覚し、下野新聞に記事として掲載されて、それを見て上三川でもということ調べて結果、判明したというようなことでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 8番、海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 そうすると、他の担当課でもそのような問題が起きたという感じのことはないんですね。ここのところ、その二つだけで終わっているという形ですか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

教科書のほうのそういう問題が出たときに、町といたしましても、これは教科書以外にももしかしたら物品とか、あるいは工事契約であるんじゃないかということで、調査をいたしました。前回の教科書のときには、まずはそれが全国的に問題になっていましたので、教科書のほうを優先に、分かった物品については上げさせていただきましたが、土地のほうはちょっとまだ調べがつかなくて今回になってしまったわけなんです、その際とにかく物品、他の自動車、消防自動車とかそういうものもみんな関係ありますんで、そういうものの漏れがないかということはみんな全て調査したと。その結果、今、こういったものが出てきているということでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑はありませんか。7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 第1点目はですね、調整池、かなりの面積ですよ。市街化区域に、多分8,000平米以上ということなものですから、何名の地権者で所有していたのかというふうなこと、地権者数ですね、それが聞きたいということと、近年、記憶にある大きな財産の取得ということで、いきいきプラザの敷地、あるいは江川のすぐ西側にある浄水場の敷地、これが9,000平米ぐらいあるということで、この辺のところの議会の議決というのはどうだったんだろうかということで、調べた後で報告いただきたいと思っているんですが、よろしくお願いします。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

いきいきプラザの土地の取得につきましては、今手元にはございませんが、以前に議会の議決に付してございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 先ほどの1点目の質問ですが、地権者としては4人の方がおりました。

以上で説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 平成18年頃かと思うんですけども、江川のすぐ東側に配水施設ができましたよね。この施設が9,000平米あるかと思うんですけども、この辺のところも議会の議決は得てるんでしょうね。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問にお答えします。

しらさぎ配水場の面積は確かに9,051平米ありますので、ただこちら、水道事業会計は地方公営企業法により議会の議決を要しないことになっております。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 公営企業法のほうは議会の議決を得なくてもいいというような話ですけども、あそこの土地の名義は上三川町の名義になってるんです。ということは、町が財産を取得したということで、これは報告する必要があるんじゃないか、議会にかける必要があるんじゃないかと思うんです。町の財産の取得ですから。公営企業とはまた別に切り離れた考えで見なくちゃならないんじゃないですかねというふうに私は解釈します。上三川町が財産を取得して、今現在も上三川町で登記されてるんですから、町の財政の取得で、議会の議決の対象じゃないのかなというふうに思いますけど。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問にお答えします。

水道事業につきましては、設立当初から企業会計事業でやっておりますので、地方企業法第40条により、当初予算に計上すれば、そちら議決の必要ないということになっておりますので、そういうことであります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 その前に、先ほど志鳥議員が、ここで答弁しなくてもいいですから、大きな面積の取得、それについてまとめて後で報告してほしいというような要望がありましたが、それについては調整の上、後で議会宛てに提出をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。そのようお願いいたします。

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は、行政の怠慢ということで反対を討論としていたします。

なぜかという、行政がやらなくてはいけない法令を遵守しないで、過ぎ去ってから申し訳ないということでは、議会の侮辱というか、そういうことだと思えます。何年もたってから、実はこれこれこうでしたから申し訳ありませんでした、これから二度とないようにしますということ言えばそれで済んじゃうんでは、議員がここに座ってる理由はなくなってしまうのではないかと思えますね。それで、行政のあなた方が、役職によって役職の中でやらなければいけないことをやらなかったということは、まずこの問題の前提だと思います。他の行政がそういうことをしたからうちも調べたらうちもやってみました。それじゃあんまりにも、上三川町の行政の担当者が意気地がないんじゃないかというふうに私は思えてならないんです。もしそういうことがこれからも、総務課長はないと言ってます。もし出たときは、どういう責任の取り方をするのか、議長、よく聞いていただけたらうれしいんですが。私はそういうことで、行政がやらなきゃいけない、法令遵守をしなきゃいけないということは、一番大切なことだと思えます。それ以外の何物でもないわけです、行政は。この町に住んでる町民の全てをあなた方が背負ってるわけですからと思えますが、よく考えて精査していただきたいと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第84号「財産の取得について(武名瀬川第3排水区雨水整備事業用地)(追認)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長【稲川 洋君】 日程第7、議案第85号「訴えの提起について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第85号「訴えの提起について」、御説明いたします。

本案件は、下町第一町営住宅の家賃や駐車場使用料の滞納者に対し、町営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めて訴えを提起することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、

本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容等につきましても、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案についても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。8番、海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 この方が4年間滞納したという形ですけれども、この方の経済的な問題とか、そういうことはよくよく調べた上での話なのでしょうか。その辺を伺いたいです。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

今回の提訴を予定している入居者の方につきましては、連絡が全然つかないという状況で、税務課のほうの税金のことについても調べさせていただいたし、上下水道課の水道料金のほうに基づいても調べさせていただいたんですが、税金のほう支払いをしておりますので、収入について、一度、会社に勤めてたというのは数カ月ほどあったんですけど、それ以降は働いているのかいないのか、税務課のほうの調べではちょっと分からなかったもので、その方がどのような形で働いているのか、経済的なことに関しては調べがつかなかったような状況です。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 8番、海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 確かに、町としては税金も払っていただけない、家賃も払っていただけない、駐車料金も払っていただけないというのは大きなことだと思うんですけども、やはりこの方の、私はどういふ方かは存じ上げませんが、その生活の大変苦しい状況の中なのか、そういうところまではある程度は調べているのかなと思ったので、その辺のことを伺いたかったです。いかがですか。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 以前は、この方のお父様の方々が入居しておりまして、その後この御夫婦、現在の契約の方に替わりました。そしてそこで、その方についても一度、福祉関係の申請をしたみたいなんですけど、その要件が該当しなかったという方でした。それと、そういうことがあったので、うちのほうも何度か、会えないかなということでも何度もお伺いしたんですが、全然会えなくて、一度上下水道課のほうの水道料金も滞納されている方だったので、上下水道課に水道料金を払いに来られたときに、上下水道課の協力を得て二度ほど会えたんですけど、今は忙しいとか、いろいろそういうふうな理由を述べて私どもとお話ができないというふうな状況でした。個人情報だったのであまり言えなくて、ちょっとしゃべってしまったんですけど、いろいろそういうふうなのがあって、連絡もつかないような状況になっているような状況です。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 それでは、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第8、議案第86号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第86号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、御説明いたします。

本案件は、警報等の一部を改正する法律の施行により「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、条例中の文言を改めるとともに所要の経過措置を設けるため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 会議途中ですが、ここで15分間の休憩を取ります。

午前10時45分 休憩

午前10時57分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 日程第9、議案第87号「監査委員に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第87号「監査委員に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方自治法の一部改正に伴い引用する法律に条項ずれが生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第10、議案第88号「上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第88号「上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、物価高騰により上三川いきいきプラザの運営経費が増大している中で経費の増加分を使用料に適切に転化することで施設の安定的な財政運営を図るため、使用料の規定について条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第11、議案第89号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第89号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。8番、海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 この家庭的保育事業というのは、町にある保育園のことでよろしいんですか。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

町の保育園全体ではなくて、小規模保育等の町で認可している保育園になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 8番、海老原友子君。

○8番【海老原友子君】 今回、変わるのは、3歳から4歳の30人から25人というのが変わってくると思うんですけど、保育園だとその下の0歳とかそういうところは変わらないで、ここだけが変わるということによろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今回の改正では、町のほうの条例では、3歳以上の子に関する規定を定めておりますので、今、町の保育所のほうの人数で変わることはありません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第12、議案第90号「上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第90号「上三川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例で引用する条項が変更となるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第13、議案第91号「上三川町水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第91号「上三川町水道事業給水条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、水道事業の運営に当たり、近年の物価高騰等に伴う経費削減の取組みとして、使用水量の検針及び水道使用料の徴収を2カ月に1回とするために、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 検針を1カ月から2カ月にすることによって、どのぐらいの経費の削減になるかお答えください。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 ただ今の質問にお答えします。

隔月検針の減額効果ですが、約500万円で、主に検針員の賃金の減が見込まれます。それと、隔月請求の効果としては約300万円、口座振替や納付書払いの手数料などの減が見込まれます。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第14、議案第92号「上三川町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第92号「上三川町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するための水道法等の改正及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道技術管理者の資格基準等について条例で規定するために参酌すべき政令及び省令が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第15、議案第93号「上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第93号「上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について」、御説明いたします。

本案件は、上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設につきまして、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として、株式会社日本水泳振興会を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についてもお手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 一つ聞いてもよろしいですか。水泳振興会の指定管理の契約の金額というのはどのくらいかお教え願えますか。一つ目。

それから二つ目に、5年間に、この公園の施設をどういうふう管理するのかをお教え願えますか。いきいきプラザの庭の木もどういうふう剪定されているか分からないんですが、落ち葉が落ちても整理ができないので、ここの体育館のところも落ち葉がたくさん落ちると思うんですが、これを全部一括してやらせているのかということが二つ目。

それから、体育館の施設の管理をするのに、管理料としてですか、それとも自主事業としてまた何かをやらせるということがこの指定管理の中に入っているのかお教え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問のまず1点目にお答えいたします。

こちら、指定管理料5カ年の指定管理者からの提示額につきましては1億46万5,000円となっております。

続きまして、2点目でございます。公園の管理をどのようにするかという御質問でございますが、今回の指定管理業務につきましては、公園の管理等は含まれておりません。こちらについては、都市建設課のほうでの直営での実施となっておりますので、指定管理料には含まれていないという形になります。

3点目につきましては、自主事業についてでございますが、基本的には、指定管理料には、自主事業は言葉のとおりですね、指定管理者がですね、これは自主的に行うものでございますので、こちらの指定管理料の中には含まれていないものであるという形でございます。施設の空き具合等を見て指定管理

者が自主的に実施するというものになっております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、最初に聞いたのにお答えになってないんですが、議長、指定管理者が自主事業をここでもやるんですか、やらないんですかということを知りたいので、答えてません。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

こちらの指定管理者が受託した場所で、当然、指定管理者のほうは自主事業を実施いたします。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 自主事業をするということになると、いきいきプラザと同じように、また物価高騰で入場料を上げたりすることになるんですが、その自主事業がどれだけのものをやらせるかというのは明確に出てるんでしょうか、出てないんでしょうかが一つ。

それから、新たに自主事業をやるときにはどういう手順でやるのかというのが二つ。

三つ目は、なぜ自主事業をさせなきゃ管理ができないのかというのを具体的に、二つ目の説明としてしてください。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問のまず1点目でございます。

自主事業の内容についてお答えいたします。

今回、こちらの日本水泳振興会のほうから出されている事業としましては、例えばダンス発表会や施設内のデコレーション等の自主事業を実施するという事で、事業計画書のほうで自主事業として実施する旨、上げられております。

2点目になります。新たにこの事業計画書、こちらの提案以外で新しく自主事業を実施する際の手続等につきましては、年度当初の事業計画で上げて教育委員会のほうで承認するほか、年度途中で上げる場合は、60日前だったと思うんですが、までに教育委員会のほうにあらかじめこちらを提出して、教育委員会の承認を得て自主事業を実施するという形になります。

なぜ自主事業を実施しないといけないかということにつきましては、こちら、利用効率を上げるというのはもちろんですが、この指定管理者が持っているノウハウを活用して、この公共施設である体育センター等を最大限有効に活用して町民に還元するというのが、これは指定管理業務の大きな目的になりますので、そういう目的の下、実施するという形になります。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私の知っている答弁にならないんですね。自主事業をさせるのは、これ3回目じゃないですよ。

○議長【稲川 洋君】 3回目ですよ。

○9番【勝山修輔君】 答えてないから今言ってるんです。

○議長【稲川 洋君】 いやいや、3回目の質問になります。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、全部続けて言います。

自主事業をやるときに、何か検討委員会か何かがあるときに、毎年度申請をして、そのやつをやったときの、指定管理料以外に収入が得られます。得られたお金は、町に返還になりますか。それとも自主事業をした経費として全部なくなってしまうのですか。これが一つ目。

それから、やるものに対して、経費は、町がつくった体育館の中に指定管理として入っているのに、自主事業をなぜさせるのかということ。自主事業をしないと何がいけないのかということ。町の施設を借りて、水泳振興会は自分の利益のために自主事業をやるというふうに私は理解してるんです。なぜ町の建物を使わせて自主事業をして、それを利益として取らなきゃならない理由が私には分からないんです。管理料として払ってるんだから。それをなぜあなた方は自主事業をやんなさいということをお認めらるんでしょうかということなんです。私は、管理料を払って管理するだけのお仕事なんだから、自主事業をして、その利益を今やポケットしなくてもやっていけるんじゃないですかということなんです。それをなぜ認めるんですか。それで、今後また物価高騰だといって入場料を上げるということになったら、またしても弱者である町民をいじめるのと同じことになるんじゃないかと思うんです。なぜそれをさせなきゃいけないか、理由を述べてください。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 まず、1点目の質問でございます。自主事業の収入の返還はあるかというような内容であったかと思いますが、こちらにつきましては、自主事業を企画してこちら、あった収入につきましては、指定管理者からの返還は求めません。

2点目でございます。なぜその自主事業、指定管理を払っていて自主事業をやらせるかという形でございますが、そもそもこれは民間の会社に、こちら指定管理者として権限を持たせて入ってもらうということにつきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、この公共施設であるこちらの指定管理施設を最大限この民間の活力によって有効に活用してもらうということが目的になります。

当然、そこで受託した会社というのは、一般の利用に妨げにならない形で、空いてる時間等を使って指定管理業務を実施して、そこで利益を上げるとともに、町民のサービスの向上につなげるということが指定管理業務の目的になっておりますので、この自主事業を実施するということが必ずしも指定管理業務からそれているという形にはならないと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第16、議案第94号「上三川町立図書館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第94号「上三川町立図書館の指定管理者の指定について」、御説明いたします。

本案件は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として、株式会社図書館流通センターを指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についてもお手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 質疑ということにはならないかと思うんですけども、これ、確認を取ってもらいたいと思います。

以前、指定管理者となっている者に対して、町の委託を受けて管理している我々法人は、町に法人税の申告をしなくちゃならないんですかと、しなくてもいいんじゃないんですかというふうな話をしていた指定管理者がいます。しかし、法人税法を読みますと、当然、人がいて事務機があつて机があつてということになると、町の委託を受けて指定管理者となつていても、これは法人としての確固たる所在ですよと。所在がありますよというふうなことで納税を促したというふうな話を聞いてますけども、この辺のところをよく調べて、今でも善良な納税者として継続されているかどうかというのを各担当課に確認を取ってほしいなと。もしそれでなつてなければ、指導を促してほしいというふうに思ってますので、確認のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 答弁はどうですか。大丈夫ですか。それでは、答弁は要らないということですが、その辺のところを調査研究しておいてください。

他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第17、議案第95号「上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第95号「上三川いきいきプラザ農産物直売所の指定管理者の指定について」、御説明いたします。

本案件は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として、引き続き公共的団体である宇都宮農業協同組合を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第18、議案第96号「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第24、議案第102号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第96号から議案第102号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第96号「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、国の制度改正に伴う給付費の増加や廃棄物処理場の負担金増加など、当初予算に見込むことができなかつた事業について増額するほか、事業が確定した、又は確定見込みにある既存予算の組替え等を行うことで、効率的な予算配分となるよう配慮することとして編成したものでございます。

歳入について、主なものといたしまして、町税では、町民税にて減収補填特例交付金の減額分と同額を増額補正いたします。

地方特例交付金では、額が確定した減収補填特例交付金を減額補正いたします。

分担金及び負担金では、老人ホーム入所措置者の負担金を増額補正いたします。

国庫支出金では、障害者自立支援給付費を増額補正いたします。

県支出金では、国庫支出金と同様に、障害者自立支援給付費を増額補正いたします。

財産収入では、土地及び公用車の売払い収入を増額補正いたします。

寄附金では、ふるさと応援寄附金を増額補正いたします。

繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正いたします。

続いて、歳出について、主なものといたしまして、総務費では、ふるさと応援寄附金の寄附者に対する記念品を増額補正いたします。

民生費では、障害者自立支援給付費を増額補正いたします。

衛生費では、クリーンパーク茂原と廃棄物処理負担金を増額補正いたします。

農林水産業費では、農地再整備事業の県事業負担金を減額補正いたします。

商工費では、産業団地整備推進事業費を増額補正いたします。

土木費では、町営住宅使用料の長期滞納者への対応のため、増額補正いたします。

教育費では、給食費の不足分を増額補正いたします。

公債費では、地方債元金償還金額の確定見込みにより減額補正いたします。

更に、各款において、職員構成の変動や人事院勧告等に伴いまして、人件費についてそれぞれ補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億198万5,000円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を149億3,604万6,000円とするものでございます。

また、債務負担行為を第2表のとおり補正いたします。

次に、議案第97号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、一般被保険者療養費の支給申請の増に伴う保険給付費等交付金の増、歳出では、一般被保険者療養費の増及び職員の会計間異動等に伴う職員給与費の増等で、歳入歳出予算の総額を567万6,000円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億6,673万7,000円とするものでございます。

次に、議案第98号「令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、主に地域密着型介護サービス給付費や介護予防生活支援サービス事業負担金が当初の見込みよりも増額となることに伴う補正で、歳出予算の総額を3,505万7,000円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を26億9,657万5,000円とするものでございます。

次に、議案第99号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正は、職員の会計間の異動等に伴う職員給与費の補正で、歳入歳出予算の総額を50万2,000円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億8,923万9,000円とするものでございます。

次に、議案第100号「令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、職員構成の変動等に伴います職員給与費の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ390万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億2,809万8,000円とするものでございます。

次に、議案第101号「令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

収益的支出における増額補正85万7,000円の内容は、職員構成の変動等に伴い、人件費を増額するものでございます。資本的支出における増額補正324万9,000円の内容は、職員構成の変動等に伴い、人件費を増額するものでございます。

次に、議案第102号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業との事業変更により、起債額及び

事業費を変更するものでございます。

なお、起債限度額の総額と資本的収入及び支出の予定額に変更はございません。

以上で各補正予算の説明を終わります。なお、詳細につきましては所管課長より説明させていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 続きまして、所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 それでは、議案第96号「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページを御覧ください。第1款町税、第1項町民税、1目個人6,848万4,000円の増額補正につきましては、当初の見込みより個人町民税の増額が見込まれることによるものでございます。

次に、第6項入湯税、1目入湯税60万円の増額補正につきましては、町内に入湯税の課税施設対象となる鉱泉浴場が設置され、入湯税の収入が見込まれることによるものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 続きまして、第9款第1項1目地方特例交付金6,848万4,000円の減額につきましては、主に定額減税の対象者が見込みより少なかったことによるものでございます。

第12款分担金及び交付金、第1項分担金、1目民生費分担金7万2,000円の増額は、3節社会福祉費分担金で、老人ホーム入所措置対象者の増加によるものです。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金2,622万6,000円の増額は、障がい福祉サービス等報酬の改定によるものです。

次に、第2項国庫補助金、1目総務費補助金387万6,000円の増額につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額の確定によるものです。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金1,311万2,000円の増額は、国庫負担金のところでも説明しましたが、障がい福祉サービス等報酬の改定によるものです。

次に、第2項県補助金、4目農林水産業費補助金、1節農業費補助金54万2,000円の増額の内訳につきましては、地域計画策定推進緊急対策事業費、補助金の額の確定により29万2,000円を、学校給食における地産地消推進支援事業費補助金の額の確定により25万円を増額するものです。

次に、14、15ページをお開き願います。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、2目利子及び配当金317万8,000円の増額は、定期預金金利の改定によるものでございます。

次に、第2項財産売払い収入、1目不動産売払い収入302万4,000円の増額は、土地の売払いによるものです。

次に、2目物品売払い収入153万7,000円の増額は、主に大型バスの売払いによるものでございます。

次に、第17款第1項寄附金、2目指定寄附金65万4,000円の増額は、明治安田様からの寄附金を計上するものです。

次に、3目ふるさと応援寄附金2,000万円の増額は、ふるさと納税増加見合い分を増額するものです。

次に、第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,916万4,000円の増額は、今回の補正予算に伴う財源調整によるものでございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、歳出予算の御説明をさせていただきますが、各予算科目での説明に入ります前に、補正予算給与費明細書の御説明をさせていただきます。32ページを御覧いただきたいと思います。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで一括して説明させていただき、各予算科目の中での給与費関係の内容説明は省略いたしますので御了承いただきたいと思います。

1の特別職についてでございますが、表の下段、比較の欄を御覧ください。長等の期末手当の増額は、人事院勧告の改定を見込み、不足する額を増額するものでございます。その他特別職の報酬の増額は、第10款第4項1目図書館費の図書館協議会及び第5項4目給食費、学校給食センター運営委員会開催のために増額するものでございます。期末手当の増額は、人事院勧告の改定を見込み、教育長の期末手当の不足する額を増額するものでございます。

次に、33ページを御覧ください。33ページ、総括表でございますが、表の下段、比較の欄を御覧ください。

初めに、職員数3人の増は、当初予算計上時よりも正職員を3人増員したことによるものでございます。報酬の88万2,000円の増額は、会計年度任用職員の増額によるものでございます。給料1,239万3,000円、職員手当1,171万6,000円の増額につきましては、34ページの(2)給料及び職員手当の増減額、こちらのほうの明細に説明等がございますので、省略をさせていただきます。

以上で補正予算、職員給与費明細書の説明を終わります。

続きまして、職員の給与費を除く歳出補正予算について御説明いたします。16、17ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、7節報酬508万円の増額は、ふるさと納税寄附額の増加見込みによる返礼品分でございます。8節旅費5万5,000円の増額は、会計年度任用職員、臨時職員分の通勤手当の増でございます。10節需用費51万5,000円の増額は、来年度実施いたします町政70周年記念事業の事前周知といたしまして、庁舎東側に設置する懸垂幕、その他啓発品の製作費でございます。12節委託料217万円の7万円の増額は、ふるさと納税寄附額の増加見込みによる中間業者への委託料でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 次に、7目財政管理費228万3,000円の増額は、24節積立金で定期預金金利の改定によるものです。

18、19ページを御覧いただければと思います。9目広報広聴費315万6,000円の減額は、10節需用費292万3,000円の減額で、広報紙印刷代の額の確定見込みによるものです。

次に、11節役務費23万3,000円の減額は、着ぐるみのかみたんのクリーニングを当初予定しておりましたが、劣化がひどいため、クリーニングができない状況となっているため、減額するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 続きまして、12目施設管理費45万6,000円の増額補正につきましては、24節積立金の増額で、公共施設等総合管理基金の預金利子の変更に伴い増額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費60万8,000円の増額は、12節委託料で、住民基本台帳ネットワークシステムの機器の更新に伴う保守費用の増額分でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費について御説明いたします。

1目社会福祉総務費484万7,000円の増額補正のうち、20、21ページに移りまして、右のページの上から2段目、22節償還金、利子及び割引料の国庫補助金返還47万円の増額補正は、重層的支援体制整備事業の令和5年度実績確定に伴う過年度分の返還金でございます。

24節積立金5万1,000円の世界福祉基金利子の増額補正は、基金利子の利率上昇に伴うものでございます。

次に、2目障害者福祉費、19節扶助費の5,245万4,000円の増額補正につきましては、障害者自立支援給付費において、障がい福祉サービス等報酬改定の増やサービス利用人数及び利用回数によるものでございます。

続きまして、5目老人福祉費931万1,000円の減額補正は、7節報償費の13万6,000円の減額及び12節委託料の65万円の減額、13節使用料及び賃借料8万8,000円の減額補正は、敬老会事業の事業費確定に伴い減額するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金の1,083万円の減額補正のうち、負担金965万5,000円の減額補正は、令和6年度栃木県後期高齢者医療広域連合負担金額の確定に伴うものでございます。

その下、交付金117万5,000円の減額補正は、敬老祝い金支給事業の対象者数確定に伴うものでございます。

27節繰出金に239万3,000円の増額補正は、各特別会計の人件費補正等に伴う一般会計からの繰出金の補正でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、22、23ページをお開き願います。3目健康増進事業費につきましては、指定寄附金による財源の組替えでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 続きまして、第2項清掃費、2目じん芥処理費、18節負担金、補助及び交付金のうち、負担金1,537万8,000円の増額は、クリーンパーク茂原焼却施設等の負担金の確定によるものでございます。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費116万6,000円の減につきましては、12節委託料で、今年度末までに策定することとなっております地域計画の作成業務委託につきまして、当初予算の積算時より安く契約ができたため減額するものでございます。

次の5目農地費897万7,000円の減につきましては、まず、18節負担金、補助及び交付金で507万5,000円の減額は、県営事業で進めております農地再整備事業におきまして、県の補助金が満額交付決定にならない場合を想定いたしまして予算措置しておりましたが、補助金が交付決定となったため、減額するものでございます。

次のページに移りまして、27節繰出金390万2,000円の減は、上三川町農業集落排水事業特別会計の補正に伴う同会計への繰出金の減でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 同じページ、中段にございます第7款第1項商工費、3目産業団地整備推進費、12節委託料の26万4,000円は、今後予定される新産業団地整備に係る説明会において現時点として地権者にお示しする地目ごとの1平米当たりの買収価格帯を調査するため、増額するものとなります。

第7款については以上となります。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 続きまして、26、27ページをお開きください。第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費について御説明いたします。

1目住宅管理費109万5,000円の増額補正につきましては、7節報償費17万8,000円、11節役務費3万3,000円、12節委託料33万4,000円、21節補償、補填及び賠償金30万円の増額につきましては、町営住宅明渡し請求及び滞納家賃支払いを求める訴えの提起に関わる費用による増額を、また、24節積立金6万3,000円の増額は、町営住宅施設整備基金の預金利子変更に伴い増額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 28、29ページをお開きください。第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、13節使用料及び賃借料275万4,000円の増額は、教職員用パソコンのソフト導入によるものでございます。

次に、第3項中学校費、2目教育振興費、852万6,000円の増額は、10節需用費で、教師用指導書及びデジタル教科書の購入のためのものがございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 続きまして、5目文化財保護費、補正額539万円の増額は、12節委託料で国登録有形文化財生沼家住宅の修繕計画作成のための調査を実施するための費用として増額するものがございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 30、31ページをお開きください。

第5項保健体育費、4目給食センター費、10節需用費1,745万円の増額は、物価高騰に伴い不足する給食費の保護者負担を増やすことなく給食を提供するための経費として1,695万円、及び県の地産地消推進支援事業の採択によるものとして50万円でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 次に、第12款第1項公債費、1目元金2,744万6,000円の減額は、地方債元金償還額の確定見込みによるものがございます。

次に、お戻りいただきまして6ページでございます。

第2表でございます。債務負担行為補正、変更でございます。ALT配置事業におきまして、人件費の高騰などにより104万4,000円増額し、限度額を5,490万円とするものがございます。

以上で、「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 続いて、特別会計の説明をお願いします。

住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 続きまして、議案第97号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の12、13ページを御覧ください。

2の歳入から御説明いたします。第4款国庫支出金、第1項国庫補助金、2目社会保障・税番号システム整備費補助金、補正額50万7,000円は、システム改修費等の補助対象経費の拡充に伴い増額するものがございます。

第5款県支出金、第1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額437万5,000円は、保険者勧告調整に伴う療養費の増額分を補正するものがございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額46万7,000円は、預金利率の変更に伴う基金の利子収入を増額するものがございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額32万7,000円は、歳出の一般管理費において、職員給与費等の増額をするため、一般会計からの繰入れを増額するものがございます。

続いて、14、15ページを御覧ください。3の歳出について御説明いたします。第1款総務費、

第1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料から4節共済費までの合計33万9,000円は、職員の会計間の異動等に伴う給与費等の増額でございます。

12節委託料、4万4,000円の増額は、国保資格システムの改修に係る経費でございます。2目連合会負担金、45万1,000円の増額は、18節負担金、補助及び交付金で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国保連合会のシステム改修費の負担金でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、3目一般被保険者療養費、437万5,000円の増額は、18節負担金、補助及び交付金で、保険者間の調整に伴う療養費の保険者負担分でございます。

第8款積立金、第1項基金積立金、補正額46万7,000円は預金利子収入の増額に伴い、基金積立金を増額するものでございます。

以上で議案第97号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 続きまして、議案第98号「令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。

2の歳入から御説明いたします。第6款財産収入、第1項財産運用収入、1目利子及び配当金の33万8,000円の増額補正は、基金積立てに係る利率変動に伴い、増額するものです。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、3目地域支援包括的支援事業等繰入金30万9,000円の減額補正につきましては、介護給付費通知の廃止に伴い一般会計からの繰入金を減額するものです。

5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金における167万3,000円の増額補正は、会計間の職員構成の異動等による人件費の補正でございます。

2節事務費繰入金の20万円の増額補正は、過年度分保険料払戻金の増額に伴い繰入金を補正するものでございます。

第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金3,315万5,000円の増額補正は、当初見込みよりも給付額の支出が増加しているため、介護給付費準備基金からの繰入金を増額するものです。

続きまして、14、15ページをお開き願います。

3の歳出について御説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料から4節共済費までの合計167万3,000円の増額補正につきましては、給与改定や職員構成の変動によるものです。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金2,600万円の増額補正は、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護などに係る地域密着型介護サービス給付費が当初より増加することが見込まれるため補正するものです。

第2項介護予防サービス等諸費、6目介護予防住宅改修費、18節負担金、補助及び交付金63万9,000円の増額補正は、在宅の利用者の住居における手すりの取付けや床の段差解消などの住宅改修に係る負担金が当初見込みよりも増加が見込まれるため、補正するものです。

第3款、地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業、18節負担金、補助及び交付金669万2,000円は、総合事業、サービス事業負担金において、訪問型サービスや通所型サービス事業費が当初見込みよりも増加することが見込まれるため補正するものです。

2目一般介護予防事業、7節報償費3万円は、一般介護予防事業、シニア応援教室の事業内容の確定に伴い、医師謝礼を減額するものです。

13節使用料及び賃借料14万6,000円の減額補正は、認知症スクリーニング機器を再リースしたことによる額の確定に伴い補正するものです。

続きまして、16、17ページをお開き願います。第2項包括的支援事業等費、1目包括的支援事業等費、11節役務費13万円の減額補正は、介護給付費通知を廃止することとしたため、発送に要した郵送料を減額するものです。

12節委託料17万9,000円は、介護給付費通知廃止に伴い、通知作成に係る国保連合会への委託料を減額するものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金33万8,000円の増額補正は、基金利率変動に伴い、利子が増えることから増額するものです。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、22節償還金、利子及び割引料20万円の増額は、過年度分保険料払戻金の対象者が増えたことなどに伴い、補正するものです。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 続きまして、議案第99号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の12、13ページを御覧ください。まず、2の歳入につきましては、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金で50万2,000円の増額を。

次の14ページ、15ページを御覧ください。3の歳出では、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、2節の給料から4節共済費までの合計50万2,000円を増額するもので、歳入歳出ともに、職員の会計間の異動等に伴う職員給与費等の補正でございます。

以上で、議案第99号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 議案第100号「令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明します。

補正予算書の12、13ページをお開きください。歳入につきましては、第3款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金390万2,000円の減額は、職員給与費の減額に伴う一般会計からの繰入金金の補正です。

14、15ページをお開きください。歳出につきましては、第1款農業集落排水事業費、第1項総務

費、1目一般管理費390万2,000円の減額は、職員構成の変動に伴う職員給与費の補正です。

以上で、議案第100号「令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明を終わります。

続きまして、議案第101号「令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明します。

補正予算書の10、11ページをお開きください。補正予算参考資料により御説明します。

収益的収入及び支出の支出になりますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、5目総係費85万7,000円の増額につきましては、人件費で、職員構成の変動等に伴うものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出になりますが、第1款水道事業支出、第1項建設改良費、1目水道事業施設整備費324万9,000円の増額につきましても、人件費で、職員構成の変動等に伴うものでございます。

ページを戻りまして、1ページをお開き願います。第4条になりますが、人件費の補正に伴い、予算第9条の職員給与費を補正するものでございます。

以上で、議案第101号「令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第102号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」について説明します。

補正予算書の4ページ、5ページをお開き願います。補正予算参考資料により御説明します。

資本的収入及び支出のうち支出につきまして、第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費860万円の減額は、県で施行しております多功地区の県道整備に合わせまして下水道工事を実施する予定でありましたが、県事業の進捗の遅れなどにより、今年度の実施が困難であることから減額とするものです。

2目特定環境保全公共下水道事業費860万円の増額は、先の公共下水道事業費分を事業変更しまして、振替により増額補正するものです。

予算書1ページにお戻りください。この公共下水道事業と特定環境保全、公共下水道事業との事業振替と併せまして、企業債を補正します。

なお、今回の補正に際しまして、企業債の総額、資本的収入及び支出の予定額の総額には、いずれも変更はございません。

以上で、議案第102号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」について説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第96号「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号「令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号「令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号「令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第2号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 先ほどの議案第93号の勝山議員の質問で、自主事業に関する質問の際に、年度途中での自主事業のこちら、申請等につきまして、私、60日前までに指定管理者のほうで申請してその許可をするというような旨、発言させていただきましたが、正確には3カ月前が正確なものでございました。謹んで訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 日程第25、陳情第6号「再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件」については、お手元の請願・陳情文書表のとおり所管課の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第85号から議案第95号まで並びに陳情第6号につきましては、12月6日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、常任委員会に付託しました議案第85号から議案第95号まで並びに陳情第6号については、12月6日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 本日はこれで散会といたします。

なお、12月2日は午前9時30分より全員協議会、午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後0時12分 散会